

魚津市告示第136号

魚津市訪問型サービスA実施要綱の一部改正について

魚津市訪問型サービスA実施要綱（平成28年魚津市告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月15日

魚津市長 村椿 晃

第6条中「（平成24年厚生労働省告示第94号）」を「（平成27年厚生労働省告示第93号）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

| 算定項目名 | 区分 | 算定単位 | 単位数 |
|-----------------|----------------------|-------|----------------|
| イ 訪問型サービスA費Ⅰ | 1月に12回までのサービス | 1回につき | 201単位 |
| ロ 訪問型サービスA費Ⅱ | 1月に13回を超えるサービス | 1月につき | 2,613単位 |
| ハ 初回加算 | 初回 | 1月につき | 200単位 |
| ニ 介護職員処遇改善加算 | (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 1月につき | 所定単位×137/1,000 |
| | (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) | 1月につき | 所定単位×100/1,000 |
| | (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) | 1月につき | 所定単位×55/1,000 |
| ホ 介護職員等特定処遇改善加算 | (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) | 1月につき | 所定単位×63/1,000 |
| | (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) | 1月につき | 所定単位×42/1,000 |

備考

別表に関する実施上の留意事項等については、令和3年厚生労働省告示第72号の取扱いに準ずるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。